

京都のまち柄・人柄等の魅力発信に係る動画制作業務におけるプロポーザルに関する質問への回答

対象資料	質問内容(要約)	回答
仕様書 4	参加者6名程度及びファシリテーター1名のほかに、対話の場に同席する出演者を加えることは可能か。	司会やファシリテーターなどの役割で、同席する出演者を追加した方が対話の質が高くなるという認識であれば、1人程度の小人数であれば加えていただいても構いません。
仕様書 4	参加者6名程度について、6名を一度に集めて対話を収録するのではなく、3名程度ずつの2グループに分けて収録することは可能か。	2グループに分けての収録は想定しておりません。
仕様書 4	撮影会場は、貴市の関連施設とのことだが、会場費用は発生するか。また、会場は提案事項に含まれるか。	市の事業であっても施設に応じ、費用は発生する想定です。提案を希望する本市施設のHPなどを確認し、貸館料などの明記があれば、参考にし、ご提案ください。
仕様書 4	本業務は貴市の目指す「新しい公共」の実現等に寄与することを目的としているとのことだが、「新しい公共」について詳細を理解する上での参照資料等はあるか。	お示しできる資料はございませんが、Webで検索いただきますと概ねご理解いただけます。
仕様書 5(1)	参加者について、仕様書 5(1)アに列举された属性のうち、いずれか 1 つを選定し、その選定した同一属性に属する方を 6 名程度選定する趣旨か。それとも、6 つの属性から各 1 名程度を選定する趣旨か。	仕様書に記載している属性のうち、1つを選定し、同一属性に属する方を6名程度選定する想定です。
仕様書 5(1)	参加対象者の属性として記載されている「喫茶店店主」について、喫茶営業を行う自家焙煎店、ロースタリーカフェ、コーヒーショップ等の経営者も対象に含まれるとの理解でよいか。	対話・動画、両側面の質が高くなる認識であれば、含んでご提案いただいても構いません。
仕様書 5(2)	広告・出稿について、指定する媒体、最低出稿額又は想定する広告予算はあるか。指定がない場合、委託金額の上限の範囲内で、提案者が広報戦略と併せて広告・出稿の内容及び費用を提案するとの理解でよいか。	広告媒体・広告額とも、特に指定はございませんが、本市の事業として相応しくない広告媒体の提案は、当該提案が採択された場合、再考をお願いする場合があります。広報戦略や広告内容・出稿なども併せてご提案ください。
仕様書 6(1)	ショート動画について、制作本数の指定又は想定本数はあるか。指定がない場合、企画内容及び広報戦略を踏まえ、提案者が適切と考える本数を提案するとの理解でよいか。	ショート動画は1本を想定しています。ただし、ご提案いただく広告媒体によっては、仕様書6(1)に掲載しているショート動画の尺が相応しくないなど、広告媒体に応じた効果的な動画尺のお考えがあれば、本数は制限しません。
仕様書 7	2月までに納品というのは、2月28日までに納品という理解でよいか。	ご認識のとおりです。
仕様書 10(5)	撮影、集音、編集、広告運用等の業務の一部について、外部のクリエイター又は事業者へ依頼する場合は「再委託」に該当するか。また、再委託に該当する場合、プロポーザル提案時に再委託予定先を明示する必要があるか、契約後に貴市の文書による承認を得る取扱いとなるか。	本市の考え方として、契約業務に係る「役務」の提供に限り再委託は可としており、今回の質問に対しは「再委託」に該当します。実施体制も審査に該当しますので、必ず明記をいただきます。また、当該提案が採択された場合は本市所定様式により、承認申請をお願いします。